

2022年9月5日
商工中金

当座勘定規定等の改定について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

商工中金は、「電子交換所」の運用開始に伴い、以下のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定します。改定後の当座勘定規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。なお、「電子交換所」の運用開始詳細につきましては、全国銀行協会ホームページ (<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/news/17389/>) をご参照ください。

ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定対象の規定等

当座勘定規定、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

2. 改定内容

(1) 当座勘定規定の変更点

	項目	内容
①	手形・小切手の支払い	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの
②	手形・小切手用紙	振出人等への電子交換所を経由した支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
③	印鑑照合等	イメージデータにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
④	個人情報情報センターへの登録	全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人情報センターへの登録規定の削除

(2) 手形用法・小切手用法の主な変更点

- ・ チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字する規定を追加
- ・ 使用可能文字を一覧化し追加
- ・ 金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手・小切手番号)の追加

規定等の改定内容及び新旧対照表は、別紙をご参照ください。

3. 改定時期 2022年11月4日(金)

(別 紙)

【当座勘定規定】

新	旧	改正内容
<p>第7条 手形小切手の支払</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条 手形小切手の支払</p> <p>① 同左</p> <p>新設</p> <p>② 同左</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
<p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、直ち</p>	<p>第8条 手形、小切手用紙</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>新設</p> <p>④同左</p>	<ul style="list-style-type: none">・ ④現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの・ ⑥、⑦電子交換所宇規則第35条で、持出銀行は支払日から3カ月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務があると規定されているため、3カ月経過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。

<p>に当金庫宛に連絡してください。</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとし</u>ます。</p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付</u>します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p>	
<p>第17条 印鑑照合等</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影(<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを</u>含みます)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを</u>含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、その</p>	<p>第17条 印鑑照合等</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手そして使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様としま</p>	<p>・ ①、②電子交換所からダウンロードする画像(イメージデータ)により印鑑照合および用紙の確認を行う旨を追加。</p>

<p>ために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>す。</p> <p>③ 同左</p>	
<p>第32条 個人信用情報センターへの登録 <u>削除</u></p>	<p>第32条 個人信用情報センターへの登録</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正

【約束手形用法】

新	旧	改正内容
<p>4</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項、第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p>	<p>・ 電子交換所システムの使用を踏まえた追加。</p> <p>金額チェックエラー</p> <p>使用文字の一覧化</p> <p>OCR 読込精度を高める注記</p>
<p>5</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください</p>	<p>5</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください</p>	<p>同上</p>

い。ただし、訂正の記載や なつ印が、金額欄、銀行名 に重なることがないように してください。	い。	
---	----	--

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000																		
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異字体）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

約束手形

収入印紙

金額

支払期日 令和 年 月 日

支払地

支払場所

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします

令和 年 月 日

振出地

住所

振出人

【為替手形用法】

新	旧	改正内容
<p>5</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項、第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p>	<p>電子交換所システムの使用を踏まえた追加。</p> <p>金額チェックエラー</p> <p>使用文字の一覧化</p> <p>OCR読込精度を高める注記</p>
<p>6</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください</p>	<p>6</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください</p>	<p>同上</p>

い。ただし、訂正の記載や なつ印が、金額欄、銀行名 に重なることがないように してください。	い。	
---	----	--

●金額を文字で入力する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弐	参	肆	伍	陸	七	八	玖	拾	百	千	万

〈その他〉金、円、圓（円の異字体）、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

為 替 手 形	
(受取人) 実取人(印欄入付)	
収 入 印 紙	金額 円
	支払期日 令和 年 月 日
(受取人) 令和 年 月 日 振込地 様 振込人	支払地
	支払場所
<small>受取人はその振替人への通知事項と引渡先による貯蓄額をお受取に付してください。</small> 拒絶証書不要 引渡 令和 年 月 日	
<small>真鍮文字 〇〇〇〇〇〇</small>	

【小切手用法】

新	旧	改正内容
<p>4</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項、第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p>	<p>・ 電子交換所システムの使用を踏まえた追加。</p> <p>金額チェックエラー</p> <p>使用文字の一覧化</p> <p>OCR読込精度を高める注記</p>
<p>5</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届</p>	<p>5</p> <p>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届</p>	<p>同上</p>

け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u>	け印をなつ印してください。	
--	---------------	--

●金額を文字で入力する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弍	参	肆	伍	陸	七	捌	玖	拾	百	千	万

〈その他〉金、円、圓（円の異字体）、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。